

田原睦夫先生 古稀・最高裁判事退官記念論文集

現代民事法の
実務と理論

上卷

譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界

深山 雅也

- 一 はじめに
- 二 将来債権譲渡の効力に関する裁判例の検討
- 三 将来債権譲渡の効力の限界に関する考察
- 四 結 語

一 はじめに

将来発生すべき債権（以下「将来債権」（注1）という。）の譲渡の効力については、古くから譲渡の有効性や対抗力をめぐる議論が積み重ねられ、裁判実務においても、複数年にわたって発生する将来債権の譲渡の有効性を認めた最高裁判平成11年一月二十九日判決以降、着実な法理の発展が見られるところであるが、譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界については、これまで判例上の言及も見られず、なお議論の分かれる問題で

あるといえる。すなわち、従来の判例は、譲渡対象とされた債権に係る債権者と債務者とが特定されており、なおかつ、その地位に変動が生じていない事案について判断が示されたものであり、債権者ないし債務者（あるいはその双方）について、債権譲渡後に地位の変動が生じた場合の権利関係について判断したものは見られなかった。

本稿は、将来債権譲渡における譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界についての若干の考察を試みるものであるが、その検討に際しては、将来債権譲渡の効力に関する従来の裁判例との解釈上の整合性に十分留意する必要がある。他方、譲渡される将来債権ないし将来債権の発生原因たる契約関係の種類・性質や、譲渡人の地位の変動原因によって考慮要素が異なる可能性があることに照らすならば、具体的な検討にあたっては、想定すべき場面を適宜整理する必要がある。

そこで、以下の考察においては、将来債権譲渡の効力に関する従前の裁判例を概観し、解釈上の手がかりを模索したうえで、具体的な想定場面に即して主題についての検討を行うこととする。

(注1) 「将来債権」をどのように定義づけるかについては、それ自体議論のあるところであり、一般に、①発生原因となる法律関係は存在するが未発生である債権と、②発生原因となる法律関係もいまだ存在しない債権とがある」と理解されているが、本稿においては、両者を含む概念として検討することとする。また、②については、その外延が不明確であり、「債権」の範疇に含まれるのか議論の余地もあるように思われ、そうした議論は、「将来債権」の譲渡の対象が「債権」であるのかという問題に通ずるものと考えられるが、本稿においては、立ち入らな

らることとする。

二 将来債権譲渡の効力に関する裁判例の検討

1 検討の視点

将来債権が譲渡の対象とされるとき、債権譲渡の時点において当該債権は未発生であるものの、一定の債権として観念しうるに足る特定性を備えていることが、将来債権譲渡の有効性を肯定するうえでの前提をなすものと解される。そして、「債権者」や「債務者」は、当該債権を特定する要素の一つであるといえるが、将来債権の譲渡がなされた場合において、当該将来債権の債権者や債務者が債権譲渡後に変動したとき、そのことが将来債権譲渡の効力にどのような影響を及ぼすのが、本稿の主題である。

従前、将来債権譲渡の有効性をめぐって、譲渡の対象とされる将来債権の特定性に関する議論がなされてきたが、そもそも、どのような特定要素が、どの程度備わっていれば有効な譲渡と認められるのかについては、必ずしも十分に議論が深められているとはいえず、なお議論の余地があるようにも思われる。

他方、譲渡の有効性を考えるときに、債権譲渡契約の当事者間における効力と契約当事者以外の第三者に対する効力とは区別して検討すべきである。当事者間において有効であっても第三者に対してその有効性を主張するか否かは別問題であり、そうした債権譲渡の対外的効力こそが、本稿の主題に直接的にかかわる問題である。

そこで、以下においては、これらの点について従来の裁判例において示された解釈や考え方について概観することとする。

2 債権の特定性に関する従来の裁判例

(一) 最高裁判平成一一年一月二九日判決

最高裁判平成一一年一月二九日判決（以下「平成一一年最高裁判例」という。）は、医師が社会保険診療報酬支払基金から将来支払を受けるべき診療報酬請求権を債権譲渡の目的とした事案であるが、将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約の有効性について、「債権譲渡契約にあつては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもつて特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである。」との一般論を述べたうえで、「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約にあつては、契約当事者は、譲渡の目的とされる債権の発生を基礎を成す事情をしんしゃくし、右事情の下における債権発生を考慮した上、右債権が見込みどおり発生しなかった場合に譲受人に生ずる不利益については譲渡人の契約上の責任の追及により清算することとして、契約を締結するものと見るべきであるから、右契約の締結時において右債権発生の可能性が低かつたことは、右契約の効力を当然に左右するものではないと解するのが相当である。」との判断を示し、同じく将来発生すべき診療報酬債権の譲渡に関する判例である最判昭53・12・15裁判集民事一二五号八三九頁を参照して「一定額以上が安定して発生することが確実に期待されるそれほど遠い将来のものでないものを目的とする限りにおいて有効」と解した原判決の判断を否定した。そして、そのうえで、「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権

権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるものというべきである」と指摘した。

もっとも、特段の事情が認められる場合に公序良俗違反により債権譲渡契約が無効となる可能性に言及した点は、契約の有効性に関する一般的な規律（公序良俗違反に関する規律）が将来債権の譲渡契約にも適用されることを指摘したにすぎず、将来債権の譲渡契約に固有の規律を示したのではない。

したがって、平成一一年最高裁判例の主たる意義は、将来債権の譲渡契約の有効性に関する一般的な基準として、適宜の方法により債権の発生する期間又は弁済期が到来する期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されることを要し、かつ、それで足りることを明らかにした点にあるといえる。

□ 最高裁判平成一二年四月二二日判決

最高裁判平成一二年四月二二日判決（以下「平成一二年最高裁判例」という。）は、特定の当事者間における特定の商品の売買取引に基づいて発生する売掛代金債権を一括して目的とする譲渡予約について、「債権譲渡の予約にあつては、予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができ程度に特定されていれば足りる」との一般論を指摘し、「この理は、将来発生すべき債権が譲渡予約の目的とされている場合でも変わるものではない」としたうえで、「譲渡の目的となるべき債権は、債権者及び債務者が特定され、発生原因が特定されていることによつて、他の債権から識別ができる程度に特定されている」といふこ

とができる」との判断を示した。

したがって、平成一二年最高裁判例は、譲渡される債権の特定性の判断要素について、①債権者及び債務者と、②債権発生原因を掲げ、これらが特定されていることをもって「特定性」を満たすとの判断を下したものである（注2）。

なお、平成一二年最高裁判例は、債権譲渡予約に関する事案であったために、特定性の判断基準時について、「予約完結時」であることを前提としているが、債権譲渡契約が締結された場合であれば、特定性の判断基準時は「契約締結時」と読み替えることになろう。もっとも、譲渡債権の特定性の判断要素については、両者を区別する必要はないと考えられる。

（三）最高裁判平成一三年一月二二日判決

最高裁判平成一三年一月二二日判決（以下「平成一三年最高裁判例」という。）は、「甲が乙に対する金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡することとし、乙が丙に対し担保権実行として取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを甲に許諾し、甲が取り立てた金銭について乙への引渡しを要しないこととした甲、乙間の債権譲渡契約は、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約といわれるものの一つと解される。この場合は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきである。」との一般的解釈を示したうえで、「したがって、上記債権譲渡について第三者対抗要件を具

備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法四六七条二項）の方法によることができるのであり、その際に、丙に対し、甲に付与された取立権限の行使への協力を依頼したとしても、第三者対抗要件の効果を妨げるものではない。」と判示した。

平成一三年最高裁判例は、債権譲渡担保の事例であるが、担保目的の債権譲渡における譲渡債権の特定に関しては、「発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される」ことを前提としており、かかる特定性の認められる将来債権の譲渡がなされたときには、その譲渡契約時に確定的に債権譲渡の効力が生じることを認めたいうえで、指名債権譲渡の対抗要件を備えることにより第三者に対する効力も生じると認められることを明らかにしたものである。

四 小 括

譲渡される債権の特定性の判断要素として、平成一一年最高裁判例は、債権の発生期間（ないし弁済期の到来する期間）に言及し、平成一二年最高裁判例は、債権者及び債務者と、債権発生原因を掲げ、平成一三年最高裁判例は、債権の発生原因と発生期間に言及したが、これらは互いに排斥する判断ではなく、むしろ補充し合う関係に立つものとして理解すべきであろう。平成一一年最高裁判例の事案においては、債権者及び債務者と債権発生原因が明確かつ固定的に定まっていたことから、債権の発生期間が特定されれば譲渡債権の特定性に問題がなかったものといえるし（注3）、平成一二年最高裁判例は、「他の債権から識別ができる程度に特定されている」との表現で、識別可能性を問題としている（注4）。

したがって、債権の特定性について上記各判例の示すメルクマールは、①債権者及び債務者の特定、②債権発

生原因の特定、③債権発生期間の特定であると理解できる。これらの特定要素のうち、債権者及び債務者の特定は、債権譲渡後の当事者（債権者・債務者）の変更時の解釈を取り上げている本稿の主題と直接的にかかわる点である。

もつとも、債権者の特定に関しては、将来債権譲渡における譲渡人は、将来自己が取得すべき債権を譲渡するものであるから、譲渡人自身が債権者であることを想定しており、債権譲渡契約時における債権者の特定性の充足が問題とされることは基本的にないといえる。すなわち、たとえ将来債権の発生原因たる契約関係がまだ成立していない場合であったとしても、自己を債権者とする債権が将来において発生することを前提として債権譲渡がなされるものであって、自己以外の者が債権者となることを前提とする将来債権について債権譲渡がなされることは通常ないと考えられる。

他方、債務者の特定については、債権譲渡特例法の改正により、債権譲渡登記において債務者を必要的記載事項としないこととなったことから、債権譲渡契約時において債務者を特定する必要はないことが立法的に明らかにされたものと評価することができよう。

したがって、債権譲渡契約時における将来債権の特定性という観点においては、債権者及び債務者の特定を問題とする意義は乏しいといえるが、債権譲渡後に当事者（債権者ないし債務者）が変更された場合の債権譲渡の効力をめぐる解釈問題が、そのこととどのようにかわるのかについては、さらに検討する必要がある（注5）。

そして、指名債権譲渡の對抗要件を具備することにより債権譲渡の対外的効力を肯定した平成一三年最高裁判例は、債権譲渡後に譲渡人たる債権者が変更された場合の債権譲渡の効力をめぐる解釈について、一定の示唆を与えるものと見ることもできる。

3 将来債権譲渡の対外的効力に関する従来の裁判例

前記のとおり、平成一三年最高裁判例は、「甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡する……債権譲渡契約」について、契約締結により、「既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されて」いることを前提として、「上記債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法四六七条二項）の方法によることができる」旨を判示した。

また、平成一三年最高裁判例と同じ事案の下において下された最高裁判平成一九年二月一五日判決（以下「平成一九年最高裁判例」という。）は、「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、原則として有効なものである」という平成一一年最高裁判例の判示事項を指摘するとともに、「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、……譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の対抗要件（民法四六七条二項）の方法により第三者に対する対抗要件を具備することができる」という平成一三年最高裁判例の判示事項を指摘したうえで、「この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができる」旨を付加的に判示した。

平成一三年最高裁判例及び平成一九年最高裁判例は、将来債権が一定の特定性を備えて譲渡の目的とされることにより有効に譲渡された場合には、契約当事者間において債権譲渡の効力が生じるばかりでなく、第三者に対

する對抗要件を具備することもできることを明らかにしたが、このことは、将来債権を譲渡の目的とする債権譲渡契約については、契約締結により、債権的な権利移転の効力のみならず、準物権的な権利移転の効力をも認められることを意味しているものといえる(注6)。

そして、このように、對抗要件を具備することにより将来債権譲渡の対外的な効力が肯定されるという理解を前提とするならば、かかる将来債権譲渡がなされた後に譲渡人たる債権者の変動が生じた場合であっても、なお将来債権譲渡の効力が維持されると解することが整合的であるように思われる。処分行為としての将来債権譲渡の効力が肯定される以上、処分行為後の債権者の変動によって処分行為の効力が覆されることは、絶対的な効力が認められるのが原則とされる処分行為としての性質に背理すると見られるからである。

しかしながら、そもそも処分行為が有効とされるのは、処分権限のある者によって処分行為がなされた場合に限り、処分権限のない者による処分行為の効力が否定されるのは当然である。すなわち、財産権の処分は、自己の支配する財産についてなしうるにすぎず、自己の処分権の及ばない財産について処分行為をなしたとしても、債権的な効力はさておき、準物権的な効力は認められないのが当然の事理であるといえる。

平成一三年最高裁判例や平成一九年最高裁判例は、将来債権譲渡の対外的効力を認めているものの、そこでは、譲渡の対象たる将来債権に対して譲渡人たる債権者の処分権限が及んでいることを当然の前提としており、譲渡人の処分権限がどの範囲において及ぶのかという問題についてはなんらの判断をも示していないと理解することもできる。

4 将来債権譲渡後の譲渡人の地位の変動にかかわる従来の裁判例

(一) 東京地裁平成四年四月二二日執行処分

東京地裁平成四年四月二二日執行処分（以下「平成四年東京地裁執行処分」という。）は、不動産の賃借人に対する将来の賃料債権が譲渡された後、当該不動産が他に譲渡された場合の賃料債権の帰趨について、「賃料債権は賃借人の地位から発生し、賃借人の地位は目的物の所有権に伴うものである。ゆえに、賃借人であった者も所有権を失うと、それに伴って賃借人の地位を失い、それ以後の賃料債権を取得することができない。そして、将来発生する賃料債権の譲渡は、譲渡の対象となった賃料債権を譲渡人が将来取得することを前提としてなされるものである。したがって、賃料債権の譲渡人がその譲渡後に目的物の所有権を失うと、譲渡人はそれ以後の賃料債権を取得できないため、その譲渡は効力を生じないこととなる。」との判断を示した。

平成四年東京地裁執行処分は、賃料債権は賃借人の地位から発生するものであるゆえに、賃借人であった者も賃借人の地位を失った後に生じる賃料債権を取得することはできないという理解と、将来発生する賃料債権の譲渡は、当該賃料債権を譲渡人が将来取得することを前提としてなされるものであるという理解とを重ね合わせることにより、賃借人であった者が賃借人の地位を失った後に生じる賃料債権について将来債権譲渡の効力を否定したものであり、こうした三段論法は、簡潔にして明瞭な解釈であるといえる。ただし、「賃借人の地位は目的物の所有権に伴うものである」との点については、他人物賃貸借や転貸借についても「賃借人の地位」を観念しうることに鑑みると疑問であり、「賃借人たる地位」について、常に目的物の所有権を介在させて理解する必要はないように思われる。

いずれにしろ、賃貸人であった者が賃貸人の地位を失った後に生じる賃料債権について将来債権譲渡の効力を否定した平成四年東京地裁執行処分の解釈は、賃料債権について、債権者（賃貸人）の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界についての一つの考えを端的に示したものと評価することができる。

しかしながら、上記解釈の前提をなしている「将来発生する賃料債権の譲渡は、譲渡の対象となった賃料債権を譲渡人が将来取得することを前提としてなされるものである」との点については、その趣旨を吟味する必要があるように思われる。

本来、譲渡の対象をどの範囲の将来債権とするのかについては、契約当事者の意思に係らしめられる問題である。すなわち、将来において譲渡人自身が取得する債権のみを譲渡の対象とするのか、譲渡人の地位を承継した者その他の第三者が取得する債権をも譲渡の対象とするのかは、契約当事者間の合意内容によって定まるところであり、常に前者であると限定すべきものではない。すなわち、他人に帰属する債権を含む債権譲渡も、少なくとも契約当事者間においては（債権的に）有効と解される以上、当然に前者であると限定すべきものではないといえる。

したがって、平成四年東京地裁執行処分の解釈は、簡明ではあるものの、一般的な解釈として妥当する射程については、慎重に検討すべきであると思われる。そして、平成四年東京地裁執行処分が、将来において譲渡人自身が取得する債権のみを譲渡の対象とすることを前提とする判断を示したものであるとするならば、譲渡人の地位を承継した者その他の第三者が取得する債権をも譲渡の対象とした場合において、かかる将来債権譲渡の対外的効力をいかに考えるべきかについては、平成四年東京地裁執行処分の解釈から直ちに導かれるものではないといえる。

□ 最高裁判平成一〇年三月二四日判決

最高裁判平成一〇年三月二四日判決（以下「平成一〇年最高裁判例」という。）は、建物の賃料債権が差し押さえられた後に当該建物の譲渡がなされた場合に、賃料債権の差押の効力が建物譲渡後に発生する賃料債権に及ぶか否かについて、「自己」の所有建物を他に賃貸している者が第三者に右建物を譲渡した場合には、特段の事情のない限り、賃貸人の地位もこれに伴って右第三者に移転する」との従前からの確定的な判例上の解釈（最判昭39・8・28民集一八巻七号一三五四頁）を指摘したうえで、「建物所有者の債権者が賃料債権を差し押さえ、その効力が発生した後に、右所有者が建物を他に譲渡し賃貸人の地位が譲受人に移転した場合には、右譲受人は、建物の賃料債権を取得したことを差押債権者に対抗することができないと解すべきである。」と判示し、その理由を、「右譲受人は、建物の賃料債権を債務者とする賃料債権の差押えにより右所有者の建物自体の処分は妨げられなけれども、右差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、建物所有者が将来收受すべき賃料に及んでいるから（民事執行法一五一条）、右建物を譲渡する行為は賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触するといふべきだからである」と説明した。

平成一〇年最高裁判例は、建物の賃料債権が差し押えられた後に当該建物の譲渡がなされた場合について、賃料債権の差押えの効力が建物譲渡後に発生する賃料債権に及ぶことを肯定したが、この解釈は、建物の賃料債権が譲渡された後に当該建物の譲渡がなされた場合にもそのまま妥当するであろうか。平成一〇年最高裁判例は、建物を譲渡する行為には賃料債権の帰属の変更を伴うことに着目しているが、同判例が、先行する将来の賃料債権の差押えと後行する建物の譲渡行為との関係を賃料債権の帰属をめぐる対抗問題ととらえたものと理解するならば（注7）、その論理は、将来の賃料債権の譲渡後に賃貸建物の譲渡がなされた場合の賃料債権の帰属と

いう本稿の主題にも、そのまま当てはまると考えることも可能である(注8)。

しかしながら、平成一〇年最高裁判例は、建物の譲渡行為が「賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触する」と述べており、差押えの処分禁止効を根拠として建物譲受人の賃料債権の取得を否定している。したがって、債権譲渡と債権差押えとを直ちに同列に扱うことには疑問を差し挟む余地もあり、この判決の射程を検討することには、重要な意義があるものといえよう(注9)。

(三) 小 括

将来の賃料債権の譲渡後に賃貸人たる地位の変動があった場合において、将来債権譲渡の効力を否定した平成四年東京地裁執行処分の解釈と、将来の賃料債権の差押え後に賃貸人たる地位の変動があった場合において、賃貸人たる地位の変動後に発生する将来債権に対して差押えの効力を肯定した平成一〇年最高裁判例の解釈とは、どのような関係に立つものと理解すべきであろうか。

債権譲渡と債権差押えとの相違もあるが、一見すると、相反する理解を示しているもののように見受けられる。もちろん、相反する理解ととらえることも可能であるが、両者は必ずしも矛盾するものではないとの見方も可能であると思われる。平成四年東京地裁執行処分は、譲渡人が将来取得する賃料債権のみが譲渡の対象であることを前提としてなされた解釈(ただし、当然にかかる前提に立つこと自体の当否はさておく)であると見る余地があるからである。すなわち、将来債権譲渡にあたり、譲渡の対象債権を、譲渡人が将来自ら取得する賃料債権のみに限定して譲渡契約を締結した場合には、賃貸人たる地位の変動後に新賃貸人の下で発生する将来債権に対

して債権譲渡の効力が及ばないのは当然のことであり、平成四年東京地裁執行処分は、譲渡人が将来自ら取得する賃料債権を譲渡した事案において、その当然の事理を示したにすぎず、賃貸人たる地位の変動後に新賃貸人の下で発生する将来債権をも譲渡の対象債権としていた場合についてはなんらの判断をも示していないと解することも可能である。他方、債権差押えにあたり、差押えの対象債権を、差押債務者が将来自ら第三債務者に対して取得する賃料債権のみに限定して差し押さえた場合には、賃貸人たる地位の変動後に新賃貸人の下で発生する将来債権に対して債権差押えの効力が及ばないこともまた当然のことである。

いずれにしろ、賃貸人たる地位の変動があつたときには新賃貸人の下で発生する賃料債権をも含む趣旨で将来の賃料債権が譲渡され、その後賃貸人たる地位の変動があつた場合において、将来債権譲渡の効力が新賃貸人の下で発生する賃料債権に及ぶと解することは、平成四年東京地裁執行処分における解釈に直ちに抵触するものとはいえないと解することも可能である。

5 従来の裁判例における解釈に関する総括

以上のとおり、将来債権譲渡の効力に関する従来の裁判例において示された解釈や考え方を概観したが、そこから本稿の主題に対する具体的な解釈の方向性を導くことは困難であるように思われる。

すなわち、債権の特定性や将来債権譲渡の対外的効力に関する従来の裁判例において示された解釈から、将来債権譲渡後の譲渡人の地位の変動が将来債権譲渡の効力に与える影響を推論することは困難であるといえる。他方、将来債権譲渡後の譲渡人の地位の変動にかかわる従来の裁判例において示された解釈には、本稿の主題を考えるうえでの一定の示唆が含まれているものの、なお決め手となるものとは認めがたいように思われる。

(注2) なお、東京地判平13・3・9(判時一七四四号一〇一頁)は、「譲渡の対象となった、「将来の債権」の終期は「定めがない」もしくは、被担保債権の弁済を完了したとき(不確定期限)として定められているものであるところ、このような債権譲渡担保契約も、「将来の債権」として特定しているといえ、有効である」として、平成一二年最高裁判例を引用している。

(注3) 池田眞朗『債権譲渡法理の展開——債権譲渡の研究第2巻』二五六頁参照。

(注4) 池田眞朗『債権譲渡の発展と特例法——債権譲渡の研究第3巻』八〇頁以下参照。

(注5) 池田眞朗・前掲(注4)二九七頁は、将来の賃料債権の譲渡と当事者の変更をめぐる問題を、債権譲渡特例法の改正以前から議論されている論点として指摘している。

(注6) 後藤出||井上聡||山本克己ほか(パネルディスカッション)「証券化取引と倒産手続に関する諸論点」NBL八二八号一九頁(山本発言)参照。

(注7) 後藤出||井上聡||山本克己ほか・前掲(注6)一七頁(井上発言)、本田晃「建物の賃料債権の差押えの効力が発生した後に建物を譲り受けた者が賃貸人の地位の移転に伴う賃料債権の取得を差押債権者に対抗することの可否」判タ一〇〇五号二四九頁。

(注8) 鎌田薫ほか「座談会 動産・債権譲渡担保における公示制度の整備」ジュリ一二八三号三四頁(佐藤発言)参照。

(注9) 山本和彦「建物の賃料債権の差押えの効力が発生した後に建物を譲り受けた者が賃貸人の地位の移転に伴う賃料債権の取得を差押債権者に対抗することの可否(消極)」判時一六六四号一九六頁は、不動産譲渡のパターンとして、①任意譲渡、②抵当権実行による売却、③抵当権設定物件の任意譲渡を掲げ、賃料処分のパターンとして(1)差押え、(2)債権譲渡を掲げ、各パターンの組合せについて慎重な検討を行っている。

三 将来債権譲渡の効力の限界に関する考察

1 総論的な見地における基本的理解

一定の契約関係から将来発生する債権について、当該将来債権の債権者(甲)が、当該将来債権を第三者(乙)に譲渡した後に、当該契約に係る契約上の地位を他の第三者(丙)に移転させた場合、当該将来債権は乙と丙のいずれに帰属するのかという抽象的な問題設定をするならば、考えられる見解としては、以下のような考え方が想定されよう。

第一の見解は、将来債権の譲受人乙は、将来債権譲渡の効力を契約上の地位の譲受人丙に対抗でき、譲渡の対象となった将来債権はすべて債権の譲受人乙に帰属するという考え方(第一説)である。第二の見解は、将来債権の譲受人乙は、将来債権譲渡の効力を契約上の地位の譲受人丙に対抗できず、譲渡の対象となった将来債権はすべて契約上の地位の譲受人丙に帰属するという考え方(第二説)である。第三の見解は、契約上の地位の移転後に発生する債権について、なんらかの基準に従って債権の譲受人乙に帰属するものと契約上の地位の譲受人丙に帰属するものとに区分する考え方(第三説)である。第三説における基準の立て方については、譲渡の対象とされる将来債権の法的性質や契約上の地位の移転をもたらす法律関係に関連してさまざまな可能性が考えられる。

第一説は、財産権の譲渡の自由を重視し、債権の自由譲渡性を素直に反映させる解釈であると理解することが

できる。もつとも、およそ財産の管理処分権は、基本的に自己の所有する財産ないし自己に帰属する権利についてしか及ばないという一般原則に照らすならば、自由な譲渡といつても、譲渡の対象とされる債権について譲渡人が処分権を有することが当然の前提となるのであって、その意味における限界があるといえる。すなわち、第一説においても、債権の譲受人乙は、譲渡人において当該将来債権の処分権を有する限りにおいて、債権譲渡の効力を契約上の地位の譲受人丙に対抗できるということになる。

これに対し、第二説は、債権の発生原因が契約であることに着目し、債権発生原因たる契約における債権者たる地位が第三者に移転した場合には、移転後は債権の譲渡人の下で発生する債権は存在しないことから、その部の債権譲渡は当然に無効となると解するものと理解される。もつとも、自己の下で発生しない債権の譲渡を無効と解する論拠は、やはり、財産の管理処分権は自己の所有する財産ないし自己に帰属する権利についてしか及ばないという一般原則に依拠しているものと考えられる。

したがって、まったく結論を異にするように見える両説は、実はその根底において共通する法理に立脚しており、譲渡対象債権についての処分権の帰属範囲に関する理解の違いにより結論が分かれていると評価することができる。そして、第三説も、債権譲渡時における譲渡対象債権についての処分権の帰属範囲を画する基準を、債権の法的性質や契約上の地位の移転をもたらす法律関係に照らして定立し、それに従って結論を導き出そうとするものと見ることもできるのであり、こうした理解に従えば、債権譲渡時における譲渡対象債権についての処分権の帰属範囲を画する基準こそが、この問題を解く鍵となるといえる。

以上のような整理に基づいた総論的な見地からは、甲乙間の将来債権譲渡が債権の特定性を満たしている有効な譲渡であり、乙が債権譲渡の第三者對抗要件を具備していることを前提としたうえで、なおかつ、甲の処分権

が及ぶ範囲内の債権が譲渡対象とされている場合には、当該将来債権は乙に帰属しており、その半面、丙に帰属するものでないとの理解を基本とすべきものと思われる。すなわち、譲渡人の処分権限に基づいた有効な将来債権譲渡により、将来債権の債権者たる地位（注10）は債権譲受人に移転するものと理解され、その移転に対抗力が備わっている限り、その後の契約上の地位の移転は将来債権の帰属に影響を及ぼさないと帰結は基本的に承認されてしかるべきであるといえる。

もつとも、総論的な解釈論としてこのような理解を前提としたとしても、譲渡人の処分権限の範囲は、債権の法的性質や契約上の地位の移転をもたらす法律関係の如何に従って個別に判断されることとなる。そこで、以下においては、契約類型に応じた具体的な事例を想定し、各論的な検討をさらに行うこととする。

2 役務提供型契約事例における検討

AとBとの間において、Bを注文主、Aを請負人とする建築工事請負契約が締結されている場合において、工事中の時点で、AがCに対し、工事完成時に支払われるべき工事請負代金債権を譲渡し、その旨の債権譲渡登記を経由した後、AからDに対し、建築請負業についての事業譲渡がなされ、Dが当該建築工事請負契約における契約上の地位（請負人たる地位）を承継したという事例（以下「事例1」という。）を想定する。

事例1において、譲渡対象とされた工事請負代金債権は、AとB間の建築工事請負契約を発生原因とする将来債権であり、この債権の処分権は請負人たるAに帰属することから、CはDに対し、この将来債権の譲渡の効力を主張することができ、AとC間のみならずCとD間においても、この将来債権はCに帰属すると解される。この場合、Dは契約内容に従った工事を完成すべき義務を負う一方で、その工事請負代金債権はCに帰属することにな

るが、これは上記の総論的解釈をこの事例に当てはめた帰結である。

役務提供型契約においては、役務に対する対価請求権は、役務の提供に基づいて役務提供後に発生するものとして一般に解され、将来債権の発生原因たる法律関係が存在するものの、契約締結時点においては未発生債権であると観念される。そして、役務提供者が将来提供する役務に対する対価請求権を第三者に譲渡した場合、役務を提供すべき債務は譲渡人に残存するのであるから、その後、事業譲渡などによりその役務提供債務が承継されたときは、その債務を引き受けた者が対価請求権を取得しえないと解することには疑問の余地がないと思われる。

もつとも、Dが、事業譲渡を受けた後に、Bとの間で追加工事の請負契約を締結した場合には、追加工事に関する工事請負代金債権については将来債権譲渡の効力は及ばず、当該工事請負代金債権はDに帰属するものと解される余地もある。およそ財産の管理処分権は、基本的に自己の所有する財産ないし自己に帰属する権利についてしか及ばないという一般原則に照らすならば、Aは、A・B間において締結した請負契約に基づいて自己の取得する工事請負代金債権を譲渡することはできないもの、D・B間において将来締結される工事請負契約に基づいてDの取得する工事請負代金債権を譲渡することはできないというべきだからである。ただし、追加工事の趣旨・内容如何によつては、独立した工事請負契約と認められず、従来の工事請負契約と一体と見るべき場合も少なからずあると思われる。事実認定の問題ではあるが、一方において、追加工事の趣旨・内容に照らすとともに、他方において、将来債権譲渡契約の趣旨・内容（追加工事に係る請負代金債権をも譲渡対象とする趣旨か否か）に照らし、個別に判断されることになろう。

また、Dが事業譲渡を受けた後に、A・B間で締結された工事請負契約に係る工事内容の変更がD・B間で合意さ

れた場合にも、当該変更部分に関する工事請負代金債権の帰属については、同様に判断が分かれるところである。すなわち、工事内容の変更があるうともA B間で締結された工事請負契約に係る工事であると見るならば、工事内容の変更に伴う請負代金額の増減があるうとも、当該工事部分に関する工事請負代金債権の帰属に影響を及ぼすものではないといえる。これに対し、工事内容の変更を、従前の工事の一部撤回と新たな追加工事の発注と見るならば、変更部分の工事請負代金債権については将来債権譲渡の効力は及ばず、当該請負代金債権はDに帰属するものと解される。追加工事の趣旨・内容に照らすとともに、将来債権譲渡契約の趣旨・内容に照らして個別に判断されるべきであることは、追加工事の場合と同様である。

3 継続的売買取引事例における検討

AとBとの間において特定の商品の売買に関する継続的供給契約が締結されており、当該継続的供給契約に基づいてAを売主としBを買主とする売買取引が継続的になされている場合において、Aが、Cに対し、平成二四年一月一日、同日以降同年一月三十一日までの間になされる発注に基づいて発生するAのBに対する当該商品の売買代金債権を譲渡し、その旨の債権譲渡登記を経由した後、同年四月一日、Dに対し、当該継続的供給契約における契約上の地位を譲渡したという事例（以下「事例2」という。）を想定する。

事例2において、平成二四年一月一日から同年一月三十一日までの間の発注に基づく商品売買代金債権が、継続的供給契約を発生原因とする将来債権であると観念されるのであれば、この債権の処分権は継続的供給契約における供給者（売主）であるAに帰属すると解されるので、CはDに対し、この将来債権の譲渡の効力を主張することができ、A C間のみならずC D間においても、この将来債権は（平成二四年四月一日以降の発注に基づくも

のも含め)すべてCに帰属すると解される。この場合、平成二四年四月一日以降の発注は、BからDに対してなされ、Dは発注に従った商品の供給をなす義務を負う一方で、その商品の売買代金債権はCに帰属することになるが、これは上記総論的解釈をこの事例に当てはめた帰結である。

しかしながら、たとえば、商品の売買単価については合意されておらず、発注時にそのつど売主買主間において協議して定めるものとされていた場合には、商品売買代金債権の発生原因を継続的供給契約であると解することと疑問の余地を生じるといえる。売買契約において売買代金額は最重要の契約事項であり、売買代金の決定要素となる売買単価の合意なくして売買契約の成立は観念しがたいからである。

さらには、この継続的供給契約において売買対象商品が特定されておらず、その後の売主買主間の協議により売買対象商品及びその売買単価が定められることとなっている事例(以下「事例3」という。)を想定すると、商品売買代金債権の発生のために、別途、売買対象商品と売買単価を定める個別合意が不可欠となり、商品売買代金債権はかかる個別合意に基づいて発生すると解される。すなわち、商品売買代金債権が個別の売買合意の成立を待って発生するならば、A・C間の将来債権譲渡契約において譲渡対象とされた商品売買代金債権は、平成二四年一月一日以降同年一月三十一日までの間になされる発注に際して成立する個別売買合意(個別に成立する売買契約)を発生原因とすることとなる。

そこで問題となるのは、この個別売買合意が誰と誰との間の合意を意味するのからである。すなわち、A・B間における個別売買合意に基づいて発生する商品売買代金債権が譲渡対象債権となるのは当然であるが、平成二四年四月一日以降にD・B間においてなされる個別売買合意に基づいて発生する商品売買代金債権が譲渡対象債権となるか否かは別問題である。そして、財産の管理処分権は自己の所有する財産ないし自己に帰属する権利について

しか及ばないという一般原則に照らすならば、Aは、将来においてA・B間においてなされる個別売買合意に基づいて自己の取得する商品売買代金債権を譲渡することはできるものの、将来においてD・B間においてなされる個別売買合意に基づいてDの取得する商品売買代金債権を譲渡することはできないというべきである。

したがって、事例3においては、平成二四年四月一日以降になされるD・B間の個別売買合意に基づいて発生する商品売買代金債権をCは取得することはできず、その結果、将来債権譲渡の効力はこの部分の商品売買代金債権には及ばず、CはDに対し、その限度において債権の帰属を主張しえないと解される。

4 貸借型契約事例における検討

AがB₁に対し、自己所有の建物を賃貸借期間三年（平成二四年一月一日から平成二六年二月三十一日）と定めて賃貸している場合において、賃貸借期間が一年経過した時点で、Aがこの建物賃貸借から発生する将来七年間分（平成二五年一月一日から平成三二年二月三十一日まで）の賃料債権をCに譲渡したとする。その後二年が経過してAとB₁との間の賃貸借が終了し、Aはこの建物をB₂に対して賃貸借期間三年（平成二七年一月一日から平成二九年二月三十一日）と定めて賃貸した。さらにその二年後（平成二九年一月一日）に、AがDに対してこの建物を譲渡し、DはAの賃借人たる地位を承継した。さらにその一年後に、DとB₂との間の賃貸借が終了し、Dはこの建物をB₃に対して賃貸借期間三年（平成三〇年一月一日から平成三二年二月三十一日）と定めて賃貸したという事例（以下「事例4」という。）を想定する。

事例4において、将来七年間分の賃料債権を譲り受けたCは、建物譲受人であるDとの関係において、どの範囲の賃料債権を取得しうるかが問題となる。

上記総論的解釈を事例4に当てはめるならば、Aの処分権の及ぶ範囲内において発生する賃料債権については、CはDに対し、その将来債権の譲渡の効力を主張することができ、AC間のみならずCD間においても、その将来債権はCに帰属すると解される。そして、Dは賃借人に対して建物を使用収益させる義務を負う一方で、その間の賃料債権は取得できないことになる。しかるに、事例4において譲渡対象とされた七年間分の賃料債権は、AとB₁間との間の賃貸借契約と、AないしDとB₂との間の賃貸借契約と、DとB₃との間の賃貸借契約の各契約に跨がる期間に発生する将来債権である。それゆえ、この賃料債権の処分権は、どの範囲において債権譲渡人たるAに帰属すると考えられるかが検討されなければならない。

もつとも、検討の対象となるべき賃料債権は、ある程度限定されているといえる。

まず、Cは、七年間分の賃料債権を譲り受けたのであるから、債権譲渡から七年経過後に発生する賃料債権について取得する余地はなく、DとB₃との間の賃貸借契約における賃貸借期間二年経過後（平成三二年一月一日以降）に発生する賃料債権を取得しえないことは自明である。

次に、債権譲渡から当初二年間は、賃貸人の地位も賃借人の地位も変動がないのであるから、AとB₁との間の賃貸借契約における賃料債権（平成二五年一月一日から平成二六年一月三十一日までの間の賃料債権）を取得しうることも自明である。

また、AとB₂との間の賃貸借契約における賃料債権のうち、建物がDに譲渡されるまでの当初二年間分（平成二七年一月一日から平成二八年一月三十一日までの間の賃料債権）についても、賃借人の地位の変動があるものの、Dが登場する以前に発生する債権である以上、当然にCが取得するものといえる。

そこで、議論の対象となるのは、①AとB₂との間の賃貸借契約に基づく賃料債権のうち、建物がDに譲渡され

た後の一年間分（平成二九年一月一日から同年二月三十一日までの間の賃料債権。ただし、後記のとおり、Aから賃貸人たる地位を承継したDとB₂との間の賃貸借契約に基づく賃料債権であるともいえる。）についてと、②DとB₃との間の賃貸借契約に基づく賃料債権のうち、当初の二年間に発生する賃料債権（平成三〇年一月一日から平成三一年一月三十一日までの間の賃料債権）について、ということになる。

しかるところ、賃料債権は賃貸目的物の法定果実の收取権たる側面があることから、賃料債権の処分権の基礎については、その債権発生原因たる賃貸借契約に基づく賃貸人たる地位に求める見解のほかに、賃貸目的物の所有権に求める見解があり、いずれの見解に依拠するかによって、以下のとおり、将来債権譲渡の効力の及ぶ範囲が異なることとなる。

第一の見解（甲説）は、賃貸建物の法定果実である賃料の收取権は建物の所有者に帰属すべきであることに着目し、所有者は賃貸建物の収益価値を将来にわたってすべて把握しているとの理解を前提として、所有者には将来にわたる法定果実を処分する権能があると考え、建物所有者である賃貸人は、賃料債権の譲渡時において、将来発生すべき賃料債権のすべてを処分する権能を有していると考えられる。その結果、甲説においては、賃貸建物の譲渡がなされて従来の賃貸人が建物所有権を失った後に発生する賃料債権についても、賃貸人や賃借人の変更の有無にかかわらず債権譲渡の効力が及ぶとの帰結となり、上記①の債権も上記②の債権もすべてC（賃料債権の譲受人）に帰属すると解する。

第二の見解（乙説）は、賃貸建物の法定果実である賃料の收取権が建物の所有者に帰属すべきであることに着目する点においては甲説と同様であるものの、所有者は賃貸建物を所有している限りにおいてその収益価値を把握しているとの理解を前提として、所有者には賃貸建物を所有している限りにおいて法定果実を処分する権能が

あると考え、建物所有者である賃貸人は、賃貸建物を所有している期間に発生すべき賃料債権を処分する権能を有していると考え。その結果、乙説によれば、賃貸建物の譲渡がなされて従来の賃貸人が建物所有権を失った後に発生する賃料債権については債権譲渡の効力が及ばないとの帰結となり、上記①の債権も上記②の債権もすべてD（新賃貸人）に帰属すると解する。

第三の見解（丙説）は、賃料債権は賃貸借契約に基づいて発生するものであることに着目し、賃料債権を処分する権能は賃貸人たる地位に由来し、建物の賃貸人は当該賃貸借契約に基づいて発生する賃料債権のすべてを処分する権能を有していると考え、債権譲渡時の賃貸借契約に基づいて発生する賃料債権である限り、賃貸人の地位の変更があっても債権譲渡の効力が及ぶと考える。その結果、丙説によれば、賃貸建物の譲渡がなされても（その場合、特段の事情がない限り建物譲受人が賃貸人の地位を承継すると解されるが（最判昭39・8・28民集一八巻七号一三四頁）、賃貸人の地位の承継の有無にかかわらず）、当該賃貸借契約に基づいて発生する賃料債権については債権譲渡の効力が及ぶが、建物譲受人が新たに締結した賃貸借契約に基づいて発生する賃料債権については債権譲渡の効力が及ばないとの帰結となり、上記①の債権はCに帰属し、上記②の債権はDに帰属すると解する。

甲説、乙説、丙説のいずれが妥当であろうか。

賃料債権の処分権の基礎を賃貸目的物の所有権に求めるか（甲説・乙説）、それとも賃貸借契約に基づく賃貸人たる地位に求めるか（丙説）という問題は、賃貸目的物の法定果実取権たる側面を有する賃料債権に固有の問題であるともいえるが、賃料債権のみについて、債権の処分権の基礎を契約外に求めることには疑問を感じるところである。

賃貸目的物と賃料の関係が元物と（法定）果実ととらえられ、果実は元物の処分に従うという物権法上の規律

がこの場面でも妥当するとしても、それは、賃貸目的物と賃料の関係を物権的な側面からそのように把握することができるといふにすぎない。物の使用収益権は物の所有権に内在していると見ることができるとしても、使用収益の対価たる賃料取権について当然に所有権に内在していると見ることには疑問があり、賃料債権について賃貸目的物の法定果実取権として常に賃貸目的物の処分に従うと解する必要はないと思われる（注11）。

他方、賃料債権自体は、あくまで賃貸借契約に基づいて成立するのであり、他人物賃貸借や転貸借における賃料債権を持ち出すまでもなく、賃料債権の成立は必ずしも賃貸目的物の所有関係を前提とするものではない。それゆえ、賃貸借契約に基づいて成立する賃料債権の処分権限の基礎は、当該賃貸借契約に基づく賃貸人たる地位であると解すべきものと考ええる。

そして、賃料債権の処分権限の基礎を賃貸人たる地位に求める見解（丙説）に従うならば、上記のとおり、将来債権の譲渡人の締結した賃貸借契約に基づいて発生する賃料債権については債権譲渡の効力が及び、建物譲受人が新たに締結した賃貸借契約に基づいて発生する賃料債権については債権譲渡の効力が及ばないとの帰結となる。

5 小 括

以上のとおり、将来債権譲渡の効力の限界について、譲渡対象債権の発生原因となる契約の類型別に検討を行ったが、こうした各論的検討により、将来債権譲渡により譲渡対象債権の債権者たる地位は債権譲受人に移転され、その後の譲渡人の契約上の地位の変動は将来債権の帰属に影響を及ぼさないと理解が各契約類型を通じて基本的に妥当することが確認されたとともに、将来債権譲渡は、譲渡人の処分権限の及ぶ将来債権が譲渡対象と

される限りにおいて効力を有することが明確にされた。すなわち、自己に帰属する権利にしか財産の管理処分権は及ばないという一般原則に照らし、将来債権譲渡においても、債権譲渡人の処分権限の及ぶ将来債権に限りて譲渡の効力が生じるといふ点において、譲渡の効力に限界があることがより具体的に明らかにされたといえる。

もつとも、債権譲渡人の処分権限が及ばないことを理由とする譲渡の効力の限界は、いかなる範囲の将来債権を譲渡することができるかといふ債権譲渡自体の有効性に関する問題であり、有効になされた債権譲渡の効力が対抗関係にある第三者との関係において制限されるという問題とは次元を異にする。すなわち、将来債権譲渡がなされた後に、当該債権を発生させる契約関係について債権者たる地位に変動があった場合において、その地位の変動後に発生する債権が債権譲受人と契約上の地位の譲受人のいずれに帰属するかという問題を両者間の対抗問題ととらえるならば、対抗要件の具備の先後によって両者の優劣は決まることとなるが、その議論は、将来債権譲渡の効力が債権者たる地位の変動後に発生する債権にまで及ぶことが前提となっている。しかるに、債権譲渡人の処分権限が及ばない将来債権については譲渡の効力が及ばず、それゆえ、かかる将来債権について債権譲受人が権利を取得しえないと整理するならば、この議論は、将来債権譲渡の効力の及ぶ範囲の限界として完結する問題であつて、契約上の地位の譲受人との間の対抗問題となるものではないといえる。

従来、平成一〇年最高裁判例をめぐる議論のなかで、この問題を対抗問題として処理するという発想が散見されたようにも思われるが（注12）、以上のように整理すべきではなからうか。

（注10） 将来債権譲渡における譲渡の対象（客体）を何ととらえるかについては、将来債権譲渡の本質にかかわる重要な問題であるが、これを「未発生 の 債権」と観念するのか、「債権を原始取得しうる法的地位」と観念するのかなど、種々の見解がありうる。今尾真「将来債権譲渡と流動債権の譲渡担保に関する考察」小林一俊ほか編「下

森定先生傘寿記念論文集 債権法の未来像」一六〇頁参照。

(注11) 賃料収取権を欠く不動産所有権を容認することについては、その公示性を欠くことから不動産取引の安全性を脅かすことが懸念されることであり、その観点から不動産賃料債権の譲渡の効力を制限すべきとの議論もありうる。しかしながら、債権譲渡の公示性の不十分さについては、不動産賃料債権の譲渡に固有の問題ではないし、不動産取引の安全性を確保する見地から不動産賃料債権の譲渡の公示性を特に高める必要があるとすれば、そのための制度的手当が別途検討されるべき問題であるといえる。なお、森田宏樹「建物の賃料債権の差押えとその後建物譲り受けた者との関係」金法一五五六号五九頁以下は、「……善意の譲受人の不利益が生ずるのは、建物登記等による公示を欠いた賃料債権の事前処分に対抗を認める現行制度がもたらす論理的な帰結であつて、ある意味では仕方のないところである」と指摘している。

(注12) 鎌田薫ほか「不動産法セミナー(第二七回)不動産賃料債権の帰属②」ジュリ一三四六号六五頁(鎌田発言)は、この点を批判的に指摘しているが、正当な指摘であると考える。

四 結 語

以上のとおり、将来債権譲渡は、譲渡人の処分権限の及ぶ将来債権が譲渡対象とされる限りにおいて効力を有することを前提としたうえで、有効な将来債権譲渡により譲渡対象債権の債権者たる地位は債権譲受人に移転され、その後の譲渡人の契約上の地位の変動は将来債権の帰属に影響を及ぼさないととの基本的理解が、本稿における考察の結論とするところである。

もつとも、将来債権譲渡の譲渡人の地位の変動が生じる場面としては、上記のような契約上の地位の移転の場合のほか、譲渡人に倒産手続が開始された場面が問題となる。すなわち、将来債権譲渡がなされた後に、譲渡人

について倒産手続が開始された場合、管財人ないし再生債務者の下で発生する債権が、債権譲受人に帰属するのか、管財人ないし再生債務者に帰属するのかという問題である。

管財人ないし再生債務者の地位を契約上の地位の承継人と同視するならば、上記の議論がそのままではまることになるが、倒産手続の機関たる管財人ないし再生債務者の地位の理解については、いわゆる「管財人等の第三者性」の議論とも関連して従来より見解の分かれるところである。また、管財人ないし再生債務者の地位の理解如何にかかわらず、倒産手続固有の手続法的考慮から、将来債権譲渡の効力を制限する解釈もありうるところである。

しかしながら、かかる手続法的考慮も実体法上の理解が前提となるところであり、それゆえ本稿においては、譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界について、もっぱら実体法上の解釈論として契約類型に依じた検討を加えたものである。この問題は、債権法改正の議論のなかでも取り上げられており、規律の明確化を図る観点からは立法的解決が図られることも期待されるが、本稿における検討が立法論上の議論としても参照されれば幸いである。